

茨城県立波崎柳川高等学校人権教育全体計画

茨城県立波崎柳川高等学校

教育関係諸法規等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・県教育の目標
- ・県人権施策推進基本計画 等

学校教育目標

教育基本法ならびに学校教育法の精神に則り、地域社会の要望に応えながら豊かな人間性と人格の形成を図り、社会貢献する人間の育成を積極的に推進する。

人権教育の目標

- ・教育活動全体を通して、人権尊重の理念について正しく理解させるとともに、様々な人権問題に対する認識を深めさせ、その解決に向けた実践力を高め、人権が尊重される社会の実現の担い手となる意識の高揚を図るよう計画的な指導に努める。
- ・望ましい集団生活を通して、他者を尊重するとともに、自己実現への意欲や態度の形成を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする態度を育てる。
- ・一人一人の生徒の学力の向上を図り、基礎・基本を定着させ、そのことにより自ら考え行動できる力を育成する。

本校の人権教育の視点

- ・社会情勢の変化を踏まえた人権感覚を身に付け、人権意識を育む人権教育の推進体制を整備する。
- ・進路支援を通して正しい職業観を身に付けるとともに、人権尊重の精神の涵養を図る。

社会教育

関係機関・団体等との連携を図り、人権問題の正しい認識と理解に努める。

地域の実態、生徒の実態を正しく把握し、生徒が自分自身の問題としてとらえられるように指導を進める。

保護者・地域との情報交換

学年別人権教育の目標

第1学年

- ・探究・HR・学年集会・部活動などの特別活動や授業を通して、望ましい人間関係の構築を図る。

第2学年

- ・修学旅行等の事前事後学習で、地域社会に対する人権課題を正しく理解する。
- ・自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める態度や行動が育む。

第3学年

- ・進路支援を通して正しい、職業観・勤労観を身に付ける。
- ・実社会における対応力を身に付け、その過程の中で人権意識を養っていく。

教科指導

「道徳」の授業

特別活動

総合的な学習の時間

人権課題別指導のねらい

- 〈女 性〉DV問題の理解と認識、男女共同参画社会への意識形成
- 〈子 ども〉子どもの権利条約にかかわる問題の認識、社会参画への意識と実践力
- 〈高 齢 者〉高齢者の生きがい、介護サービス、健康と長寿等の問題への理解と認識
- 〈障 害 者〉障害者と共に生きる社会への意識形成、バリアフリーへの行動化
- 〈同和問題〉同和問題に対する正しい理解と認識、解決につなげる実践力
- 〈外 国 人〉異文化相互理解、内なる国際化の認識
- 〈そ の 他〉情報化社会における犯罪の知識と対応力、HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、人種問題、犯罪被害者等の人権問題に関する国際視野からの関心と理解と認識

人権教育を支える活動

- ・基礎・基本の定着を図り、自ら考え判断する資質を育み、正しい人権尊重の意識を涵養する。
- ・一人一人の心の伸長を図る生徒理解と、命の大切さを感じさせ、心に響く支援と指導をする。
- ・生徒会活動・ボランティア活動・職業体験学習・自然体験学習等、多様な体験学習から学ぶ。
- ・家族・地域の方々と連携をとりながら、心を耕す人権学習素材に学び、人間的成長を図る。

関連指導

平和教育 ボランティア活動 福祉活動 自律教育 交流教育 健康教育 国際理解教育 性教育 環境教育 情報教育 生命の教育

学級・学年経営

生徒の心の居場所づくり。
認め合い高め合う学級・学年集団の育成

教職員の研修

- ・校内研修会を行うことで、人権尊重に対する共通認識を持ち、人権教育を推進する。

家庭・地域への啓発

PTA活動との連携、生徒会を中心とした活動の活性化を図る。